

■【トピックス】

温室効果ガス25%削減！



鳩山新総理が、国連総会において1990年比で25%の削減を2020年に達成することを日本の目標とすると発表しました。これに対して、EU各国は賞賛し、久しぶりに日本の存在を示しました。

旧自民政権では、産業界に配慮したのか、大きな目標を示すことができませんでした。鳩山総理が示した目標も困難が伴うことでしょうか、挑戦すべき目標を示したことは評価すべきでしょう。

■【ビジネス・アイ】

返済猶予制度（その1）

社長 「政権が変わって、亀井大臣が借金の支払を3年間猶予するっていう話が出ているよね。あれってどうなの？」

花野 「ちょっと常識では考えられないですね。借入金の返済を猶予する訳ですから、融資の条件変更になります。そうなると一般的には不良債権ですが、正常債権でいいとするようです」

社長 「正常債権でいいなら、銀行もどんどん猶予してもいいんじゃないの？その上、政府が保証してくれるというじゃない」

花野 「現実には、そうはならないと思いますよ。そもそも返済ができない企業ですから、よほど回復の見込みが確実でない限り銀行も応じないでしょう。銀行内の審査が通らないでしょうから」

社長 「そうすると、返済猶予制度を銀行に申し込むのは、無駄ということかな」

花野 「そうですね。逆に申し込んで審査が通らなかったときに怖いですね。貸し渋りや貸し剥がしの対象になりそうで」

社長 「でも、テレビじゃ信用金庫の理事長がインタビューで前向きなことを言っていたよね」

花野 「金融機関によっては、危ない会社でも返済猶予を受入れて、最後は政府に保証してもらえばいいと考えるところも出てくるかもしれません」

社長 「どっちにしても危ない制度だね」

花野 「そうですね。御社の場合は、約定通り返済していきますので地道に返済してきましょう」

■【今月のキーワード】

返済猶予制度

借入金の返済を一時猶予する制度。過去に2度、実施されたことがあるがごく短期間に限ったもので、今回のように最長3年間という制度は過去に例をみないです。

この制度を使った場合、正常債権として取扱い、かつ、政府が保証します（将来税金投入）。

ただ、実務では、事業再生の可能性のある企業に対しては、すでに返済のリスク（リスクジュール：借入条件の変更）が行われています。そのため、効果は限定的と考えられます。

■【今月の1冊】

『iPhone アプリで週末起業』

山崎 潤一郎 著

中経出版

¥1400

日本でもtwitterの流行とともにiPhoneに代表されるスマートフォンが普及してきました（私はgoogle携帯ですが）。

それとともにスマートフォンで利用できるアプリケーションの売上が伸びています。重要な点は、この市場には、誰でも資本なしに参入可能だということです。ここに大きな可能性があります。



■【編集後記】

景気の悪化はとどまるところを知りません。先日も学生時代の旧友が電話でリストラの対象になっていると話していました。

まだまだ、雇用情勢は悪化していきそうです。雇用対策の早期実施が望まれます。

『NEWS LETTER』 vol. 32（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2009.11.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL052-205-6361 FAX052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>